

聞こえの改善機器購入費助成事業の変更について

1 事業概要

- ・目的：聴力機能が低下した高齢者の生活の質の向上や社会参加の促進を図る。
- ・対象機器：補聴器（認定補聴器専門店で購入したものに限り）

2 変更内容

(1) 対象者

【変更前】

区内に住所を有する65歳以上の高齢者で、次の全てに該当する方

- ア 住民税非課税世帯に属する方
- イ 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の装用が必要と認められた方
- ウ 聴覚障害による身体障害者手帳の対象ではない方

【変更案】

区内に住所を有する65歳以上の高齢者で、次のいずれにも該当する方

- ア 耳鼻咽喉科の医師により補聴器の装用が必要と認められた方
- イ 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方

(2) 助成内容

【変更前】

補聴器購入費用のうち、50,000円を限度に助成（1人1回限り）

【変更案】

住民税非課税対象者の場合、144,900円を限度に助成（1人1回限り）

住民税課税対象者の場合、72,450円を限度に助成（1人1回限り）

(3) 都補助金

高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業を活用する。

3 変更理由

都の補助制度が新設されたため。

4 補正予算額（案）

歳入 13,614千円

歳出 33,518千円

5 今後の予定

- 令和6年7月 事業実施周知（事業概要、事前購入不可について）
- 10月 事業詳細周知（手続方法等について）
- 11月 申請受付開始